

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 運営ボランティア募集要項

## 1 目的

本要項は、令和7年に開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」（以下「両大会」という。）において、全国から訪れる選手・監督等の来場者をおもてなしの心でお迎えするため、両大会の開・閉会式等の運営を支える運営ボランティアの募集等について基本的事項を定めることを目的とする。

## 2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）とする。

## 3 募集人数

第79回国民スポーツ大会 「わた SHIGA 輝く国スポ」

開・閉会式等：1,700人、県運営競技会：必要と認められる人数

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」 3,500人

## 4 募集期間

令和5年10月2日（月）から令和7年5月30日（金）まで。ただし、応募の状況に応じて期間を延長または短縮する場合がある。

## 5 応募要件

平成25(2013)年4月1日以前に生まれた方（令和7(2025)年4月1日時点で12歳以上）で、活動日での参加が可能な方。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

## 6 申込方法

ホームページや郵送・FAX等により申し込むものとする。

なお、グループでの申込みも可能とする。

## 7 登録・取消

県実行委員会は、応募要件を満たした応募者を、運営ボランティアとして登録する。

なお、両大会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断で登録を取り消すことがある。

## 8 活動内容、活動日および活動場所

## (1) 活動内容

両大会の開・閉会式、第79回国民スポーツ大会で滋賀県が準備運営を行う競技会場および第24回全国障害者スポーツ大会の各競技会場における来場者の受付・案内等の業務を補助する活動を行う。

種別	内容
受付・案内	来場者受付、会場案内、誘導、介助等
会場整理	観客改札、観客誘導、座席案内等
会場美化	装花管理、ゴミ箱管理、会場内清掃等
会場サービス	弁当・飲み物の配布、車椅子貸出等
式典運営	開・閉会式の式典補助等
医療救護	救護所での救護活動等の補助等

(2) 活動日および活動場所

区 分		活動日	活動場所 (予定)
わたSHIGA輝く 国スポ	総合案内所等	令和7年9月27日(土)～10月8日(水)	彦根市等
	総合開会式	令和7年9月28日(日)	彦根市
	総合閉会式	令和7年10月8日(水)	
	リハーサル大会(ラグビーフットボール、ボウリング、自転車(トラック・レース)、馬術、ライフル射撃(50m、10m、BR・BP))	未定	野洲市、彦根市、京都府向日市、兵庫県三木市、大阪府能勢町
	公式練習会(ラグビーフットボール、ボウリング、自転車(トラック・レース)、馬術、ライフル射撃(50m、10m、BR・BP))	未定	
競技会(ラグビーフットボール、ボウリング、自転車(トラック・レース)、馬術、ライフル射撃(50m、10m、BR・BP))	令和7年9月22日(月)～10月7日(火)		
わたSHIGA輝く 障スポ	リハーサル大会	令和7年5月24日(土)～25日(日) ※予定	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、愛荘町
	公式練習会	令和7年10月24日(金)	
	各競技会	令和7年10月25日(土)～27日(月)	
	総合案内所等	令和7年10月24日(金)～27日(月)	彦根市等
	開会式	令和7年10月25日(土)	彦根市
	閉会式	令和7年10月27日(月)	

※上記以外にも、必要に応じて活動予定

9 活動日および配置箇所の決定

登録者の活動日・配置箇所については、事前実施する希望調査を参考に県実行委員会が決定する。

10 研修等

県実行委員会は、両大会に関する認識を深め、開・閉会式等の円滑な運営を行えるよう、登録者を対象とした研修等を実施する。

11 待遇

- (1) 活動および研修等への参加にかかる報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品および昼食については、必要に応じて県実行委員会が支給する。
- (3) 活動および研修に当たり、県実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。

## 12 関係機関との連携等

運営ボランティアの募集にあたっては、応募者の利便性向上のため、会場地市町（それぞれに設置された準備委員会および実行委員会を含む。）と連携を図るとともに、学校、企業、社会福祉協議会およびその他各種団体の協力を得ながら実施するものとする。

## 13 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、滋賀県個人情報保護条例その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。
- (2) 登録者の個人情報については、県実行委員会が主催する両大会の運営のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、申込時に各会場地市町への情報提供に同意している登録者の情報に限り、各会場地市町に提供することができるものとする。
- (3) 研修や活動の際に登録者を撮影した写真・動画については、両大会を広報する目的の限りにおいて、県実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

## 14 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 手話・要約筆記ボランティア募集要項

### 1 目的

本要項は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の開・閉会式等において、聴覚障害のある選手、役員および観客に対して、手話または要約筆記等により必要な情報を提供する手話・要約筆記ボランティアの募集等について基本的事項を定めることを目的とする。

### 2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）とする。

### 3 募集種別および募集人数

種別	人数
手話・筆談・要約筆記（手書き）	550人
要約筆記（パソコン）	50人

### 4 募集期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和6年（2024年）5月頃まで。ただし、応募状況に応じて期間を延長または短縮する場合がある。

### 5 応募要件

平成25年（2013年）4月1日以前に生まれた者（令和7年（2025年）4月1日時点で12歳以上）で次表のいずれかの要件を満たし、かつ、「8（2）活動日」における活動および「10 研修等」への参加が可能なる者。（申込み時点で18歳未満の者の申込みについては、保護者の同意のある者に限る。）

種別	要件
手話・筆談 要約筆記 （手書き）	手話や筆談に関心のある方 （例）・ろうあ協会会員、中途失聴難聴者協会会員 等 ・手話サークル加入者、手話奉仕員、手話通訳者養成課程修了者・受講者、滋賀県登録手話通訳者 等 ・要約筆記サークル加入者、要約筆記者（手書き）養成課程修了者・受講者、滋賀県登録要約筆記者（手書き）等
要約筆記 （パソコン）	要約筆記（パソコン）の経験のある方 （例）要約筆記者（パソコン）養成課程修了者・受講者、滋賀県登録要約筆記者（パソコン）等

※いずれの種別も障害、資格の有無は問わない。

### 6 申込方法

ホームページや郵送・FAX等により申し込むものとする。

### 7 登録・取消

県実行委員会は、応募要件を満たした応募者を、手話・要約筆記ボランティアとして登録する。なお、両大会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断に基づき、登録を取り消すことがある。

## 8 活動内容および活動日

### (1) 活動内容

両大会に参加する聴覚障害者に手話、筆談や要約筆記等により情報提供を行う。

### (2) 活動日

区分		活動日 (2025年)	場所 (予定)
わた SHIGA 輝く国スポ	総合開会式	9月28日(日)	彦根市
	総合閉会式	10月8日(水)	彦根市
わた SHIGA 輝く障スポ	リハーサル 大会	5月24日(土)～25日(日) ※予定	大津市、彦根市、長浜市、 近江八幡市、草津市、 守山市、甲賀市、野洲市、 湖南市、高島市、 東近江市、愛荘町
	公式練習	10月24日(金)	
	各競技会	10月25日(土)～27日(月)	
	開会式	10月25日(土)	彦根市
	閉会式	10月27日(月)	彦根市

※上記以外にも、必要に応じて活動することがある。

## 9 活動日および配置場所の決定

事前に実施する希望調査を参考に関係団体と協議の上、県実行委員会が決定する。

## 10 研修等

県実行委員会は、活動に必要な専門的な知識等を習得させるため、登録者を対象とした養成講座、事前研修等を実施する。

## 11 待遇

- (1) 活動・研修等への参加にかかる報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾などの識別用品および活動日の昼食については、必要に応じて県実行委員会が支給する。
- (3) 活動および研修に当たっては、県実行委員会の負担により、「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。

## 12 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、滋賀県個人情報保護条例その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。
- (2) 登録者の個人情報については、県実行委員会が主催する両大会運営および関連する活動のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、各会場地市町への情報提供について事前に同意している登録者に限り、各会場地市町からの要請に応じて提供することができるものとする。
- (3) 研修や活動の際に登録者を撮影した写真・動画については、両大会の広報を目的とする限りにおいて、県実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

## 13 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。